

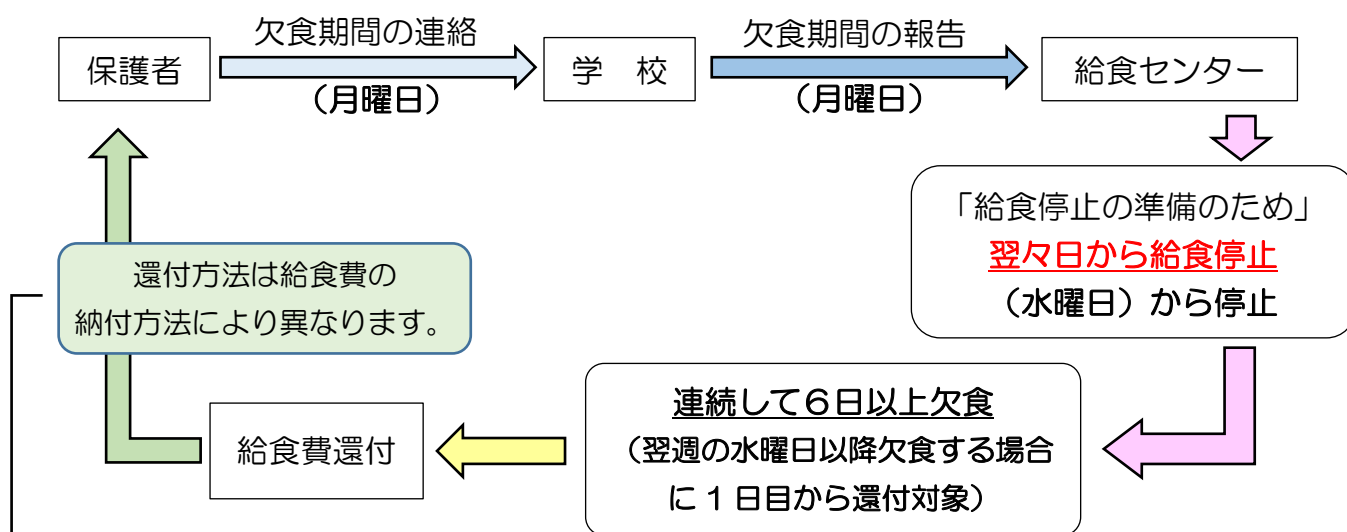
学校給食費還付の流れについて

令和4年度からは、うるま市立学校給食センター会計規程に基づく還付となります。

【還付の流れ】

※新型コロナウイルス感染症に伴う特例は、令和3年度のみに限ります。

保護者より学校へ欠食期間の連絡をし、学校からの報告を給食センターで受けた翌々日（2日後）から休業日（土日、公休日、学校行事（振替休を含む）による欠食日）を除き、連続して6日以上欠食した場合に、1日目から欠食期間が還付対象になります。



◎ 欠食の報告を受けた翌々日（2日後）に給食を停止し、停止から連続して6日以上欠食した場合に停止期間が還付対象になります。（「曜日は例」になります。）

還 付 方 法

○給食費を一括納付されている方

- ①翌年の3月以降に保護者口座へ給食センターより振込。（口座振込は給食の提供が終了後に還付額確定後に行う為、1回のみ振込となります。）
- ②学校窓口より保護者へ還付額返金。（窓口での返金は還付が発生した翌月以降に、その都度の返金となります。）

※状況により翌年の4月以降に振込。又は翌年度の給食費へ充当（還付額を差引いた額を翌年度に充当（スライド）し納付して頂く場合があります。

○毎月納付されている方

- ①欠食された月の翌月以降の月に還付額を充当（スライド）し、月額から還付額を差引いた額を納付。
- ②一括納付された方と同様、翌年の3月以降に保護者口座へ振込。
- ③学校窓口より保護者へ還付額返金。

～ 還付のイメージ図 ～

第5条

(2) 児童、生徒、預かり園児及び職員が病気、その他の事由で、欠食の日が休業日を除き連続して5日を超えて長期にわたったときは、報告が**受理された翌日**から算定する。



報告日	受理日	算定開始期間									
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
欠席	欠席	欠席	欠席	欠席	休業日	休業日	欠席	欠席	欠席		
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	
		1日目	2日目	3日目			4日目	5日目	6日目		
還付対象	還付対象	還付対象	還付対象	還付対象	土曜日	日曜日	還付対象	還付対象			
報告日	受理日	×	×	×			×	×			
還付しないケース	翌日より給食停止	① 1日～5日間、欠食する報告があった場合 (5日以内までは還付対象外)									
還付対象	還付対象	還付対象	還付対象	還付対象	土曜日	日曜日	還付対象	還付対象	還付対象		
報告日	受理日	○	○	○			○	○	○		
還付するケース	翌日より給食停止	② 6日以上、欠食する報告があった場合									

保護者から学校へ欠食届の連絡 「**※午前10時厳守**」

(学校を経由し給食センターへ報告する)

翌日は学校から報告を受け、食材の発注調整など関係業者と調整(受理)し、翌々日から給食停止になります。

① 3日～9日(5日間)は会計規定による5日以内のため還付対象外

② 3日～10日(6日間)は会計規定の6日以上になるので6日間すべてが還付対象になります。

※欠食を延長する場合は、欠食終了日2日前までに事前に学校へ連絡する必要があります。

延長の連絡を欠食終了日又は翌日(登校予定日)にした場合は、給食の準備が行われているため、連続した欠食にはなりませんのでご注意ください。

※ 長期欠食の場合は、保護者より学校へ給食停止の連絡をお願いします。

連絡が無いと給食の提供が行われる為、給食の提供を受けなくても給食費の納付が発生します。